

令和 6 年度第 3 回大阪府環境影響評価審査会

日時：令和 6 年 1 2 月 2 0 日

開会 午後 1 時 0 0 分

○澤田課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから、令和 6 年度第 3 回大阪府環境影響評価審査会を開催します。

事務局の澤田でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。

初めに事務的なことをいくつか申し上げます。マイク、カメラは普段はオフにさせていただき、オン・オフの切替えは御自身でお願いします。御発言の際は手を上げるボタンでお知らせください。不具合が生じたなどの御連絡は、なるべくチャット機能でお願いします。

この会議は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に従いまして、公開での開催とし傍聴席を設けております。また、大阪府のホームページにも会議資料を公表し、御覧いただけるようにしています。

現在 11 名の委員の御出席をいただいております。定足数を満たしております。岡委員、花嶋委員、和田委員は、所用のため御欠席です。島村委員は出席の御予定でございますが、今のところお入りいただけていない状況でございます。

会議資料は委員の皆様事前にメールでお送りしていますが、説明の際はできるだけ画面に表示するようにいたします。議事次第に資料のタイトルを一覧していますので、御参照いただければと存じます。

それでは、近藤会長、御審議をよろしくお願いいたします。

○近藤会長 はい、近藤です。では本日の会議、皆さんよろしくお願いいたします。

それでは、議題 1 「泉佐野市田尻町清掃施設組合 新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」及び議題の 2 つ目「株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業に係る環境影響評価準備書」の審議に入りたいと思います。

今年度 9 月 12 日に両事業の準備書の審議につきまして、当審査会が大阪府から意見照会を受けて以降、参考資料 1 のとおり、5 つの全ての専門調査部会で精力的に御審議いただきました。また、各委員には現地調査会にも御参加いただきました。

各専門調査部会で行っていただいた審議の結果を、今回事務局で 1 つにまとめてもらいましたので、本日は全体を通した審議を行い、審査会から大阪府に回答する意見を取りまとめたいと思います。委員の皆様方には円滑な議事進行に御協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず議題 1 について事務局から検討結果案の内容について、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○黒岩総括主査 事務局の黒岩でございます。画面共有させていただきました資料 1 の検討結果について御説明させていただきます。

まず、資料 3 枚目の目次を御覧ください。本検討結果（案）は準備書の概要、検討結果、指摘事項で構成しておりまして、別紙として泉佐野市長意見を添付しております。

I の概要は準備書の内容を抜粋したものであり、今回の説明では割愛させていただきます。

II の検討結果は、各専門調査部会で環境項目ごとに御審議いただいたものを取りまとめたもので、各項目の課題を III の指摘事項としてまとめております。各部会にて詳細な内容を御審議いただいておりますので、本日は時間の関係上、指摘事項につながる課題のある項目のみを御説明させていただきます。

それでは、37 ページの検討結果の全般的事項から御説明させていただきます。ここでは事業計画全般に係ることをまとめております。課題につながる箇所を説明させていただきます。

（1）事業計画を御覧ください。本事業の事業者である泉佐野市田尻町清掃施設組合と熊取町は、それぞれ田尻町内及び熊取町内で焼却施設を稼働しております。いず

れも老朽化が進んでいることから、将来的に熊取町が清掃施設組合の構成員として参画し、広域的なごみの中間処理を行うために、泉佐野市内に新たに焼却施設を設置する計画となっています。

次に 18 行目の立地選定に移らせていただきます。立地場所の選定につきましては、3 次選定まで実施し 4 か所の候補地が選定された後、周辺住民の意見を踏まえて決定した 1 か所を加えた 5 か所にて再選定評価を行い、現計画地が第一候補地として選定されたとしております。また、この選定された場所は周辺住民の意見を踏まえて決定した候補地ということです。環境面の影響についても、再選定評価を実施した 5 か所を対象に評価しており、現計画地の順位が最も高かったとしております。

当地は旧泉佐野コスモポリス計画用地内にあり、泉佐野市による土地区画整理事業が実施される予定となっております。

2) から 4) については割愛させていただき、続いて 39 ページの 5) の給排水計画を御覧ください。給排水計画については、9 ページの図 1-7 にお示ししておりますが、用水には上水道の利用が計画されています。ボイラ各機器の冷却水や場内の排水は、処理設備を通した上で機器冷却水等への循環利用を図るとしてしています。また、生活排水や場内で使用しなかった余剰な再利用水は下水道放流を行うとしています。

6)、7) は割愛させていただきまして、8) の土地区画整理事業に移らせていただきます。

本事業に先行して、泉佐野市が実施する土地区画整理事業における造成工事による環境への影響について、方法書提出後に事業者から提出された資料において、環境影響評価条例に基づく手続に併せて自主的に調査、予測及び評価を実施する旨が示され、32 行目以降に記載の評価項目が選定されております。

また、40 ページの 10 行目になります。方法書段階以降、土地区画整理事業の影響について再検討が行われた結果、15 行目以降に記載の評価項目について予測及び環境保全措置の検討を実施し、準備書に記載されております。

(2) は割愛させていただき、(3) の課題に移らせていただきます。

1 目ですが、本事業は、泉佐野市及び田尻町に新たに熊取町が加わって構成される清掃施設組合が、広域的に中間処理を行うごみ処理施設を整備する計画であるため、清掃施設組合及び3市町が協力して、ごみ排出量の削減及び適正処理の推進等の取組を進める必要があります。

2 点目ですが、ごみ排出量の削減やごみ処理施設の供用には地域住民等の理解や協力が不可欠であることから、事業者においては地域住民等との積極的なコミュニケーションを図るなどの取組が必要であります。

次のページに移りまして、3 目の課題です。新ごみ処理施設計画地は土地区画整理事業用地内にあることから、互いの造成工事及び施設供用に係る環境影響が生じるため、事業者において環境保全措置を確実に実施することはもとより、土地区画整理事業の関係者とも連携し、一層の環境負荷の低減に努める必要があります。また、施設稼働時における排水対策は、下水道への放流を前提としたものであることから、ごみ処理施設の稼働開始に際しては下水道整備が完了していることが必要になります。

続きまして、各環境項目に移らせていただきます。各環境項目の説明につきましても、課題につながる箇所を抜粋して御説明させていただきます。

まず、48 ページからの大気質になります。

(1) 事業計画です。エネルギー回収推進施設の排出ガスの計画値について、周辺地域への大気質への影響を低減する観点から、既存施設や近年稼働している同規模焼却施設の排ガス濃度を把握するとともに、近年の技術動向等を踏まえて、排ガス処理方式を検討し、表2-1のとおり諸元値を設定したとしています。

(2)、(3) は割愛させていただき、(4) の予測手法及び予測結果における53 ページ、(3) の建設機械からの排出ガスを御覧ください。

2 行目になります。建設機械からの排出ガスによる二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値を、事業実施区域周辺の4地点及び最大着地

濃度の計 5 点で予測しております。予測結果について、同じページの下段の表 2 - 6 のとおり、最大着地濃度地点における二酸化窒素の予測結果が環境基準の上限と同程度となっております。事業者は排出ガス対策型建設機器の使用に努めるほか、稼働台数の平準化等を行うと説明しています。

また、55 ページの環境保全対策の実施の方針に記載のとおり、排ガス処理の対策を実施するとしています。

続いて 56 ページの（7）課題に移ります。

1 つ目ですが、周辺の地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、施設の設置に当たっては、ばいじんを含む焼却残さの発生をできる限り抑制しつつ大気汚染物質の排出を低減する最新の技術の導入に努めるとともに、施設の供用後は施設の維持管理及び運転管理を適切に行う必要があります。

2 点目としまして、排ガス処理設備についてはメンテナンス性の高い設備を選定することとともに、定期的に設備の点検や補修、日常的な煙突排出ガスの排出濃度や燃焼状態のモニタリング等を実施し、大気汚染物質の排出の低減に努める必要があります。

3 点目ですが、建設機械からの排ガスによる二酸化窒素濃度の予測結果が、事業計画地敷地境界において環境基準のゾーンの上限と同程度であることから、排出ガス対策型建設機械の使用、稼働台数の平準化や時間帯調整等、準備書に記載の環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめる必要があります。

58 ページからの水質については、指摘事項につながる課題がないため割愛させていただきます。

続きまして、61 ページからの騒音、振動、低周波音に移らせていただきます。

16 行目です。工事に使用する主な建設機械については、低騒音、低振動型建設機械の使用や防音壁等の設置に努めるとともに、工事の平準化により建設機械の集中を回避するとしています。

(2)、(3)は割愛させていただき、(4)予測の手法及び結果の64ページ、20行目からになりますが、建設機械の稼働による騒音、振動を御覧ください。敷地境界における騒音レベルを、建設機械の稼働台数が最大となる時期を予測対象時期に設定し予測しています。予測の結果、敷地境界における建設作業騒音レベルの最大数が85dBとなっており、規制基準値と同等の結果となっております。

次に、65ページ、7行目からの4)土地区画整理事業の造成工事による騒音、振動、低周波音を御覧ください。

事業実施区域に近接する周辺家屋2地点を予測地点として、土地区画整理事業予定区域内2か所でのベンチ発破の影響を予測しております。予測の結果について、騒音、振動については規制基準を下回っております。ウの低周波音については、29行目にありますように、予測地点における低周波音レベルは107から111デシベルです。評価の参考値とした日本火薬工業会の事例集の提言値である130デシベルを下回ったとしております。

次のページは割愛させていただきまして、(7)課題になります。1点目として、敷地境界における建設機械の稼働による騒音の予測結果について、敷地境界の騒音レベルの最大値が規制基準値と同等であることから、建設機械の稼働により周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、工事中の影響について事後調査を適切に実施するとともに、低騒音型建設機械の使用や必要に応じて防音壁を設置するなどの環境保全措置を実施する必要があります。

2点目として、発破掘削工事による低周波音の評価については、固定音源と比較してより複雑になるという特性があり、また約90dBで苦情が発生した事例もあることから、事業者においては土地区画整理事業者と連携し、類似事例の知見を踏まえた詳細計画の策定や地域住民への事前周知等の対応に努める必要があります。

69ページからの悪臭については、指摘事項につながる課題がないため割愛させていただきます。

続きまして、71ページからの陸域生態系でございます。

71ページ、23行目の(2)の事業計画を御覧ください。27行目になりますが、土地区画整理事業に伴い事業実施区域内の3か所のため池が消失し、事業実施区域内の北部に調整池を2か所設置するとしております。事業者は調整池には現状のため池群を模して環境配慮を行うよう土地区画整理事業者と調整すると説明しております。

(3)から(5)は割愛させていただきまして、78ページ(6)環境保全対策の実施の方針について説明をさせていただきます。

まず1)の陸生動物についてです。14行目になりますが、フタスジサナエ等ため池に生息する昆虫類については、専門家の意見を踏まえ生息適地への移植等を講ずるとしています。また、22行目の土地区画整理事業の際のため池の水抜き作業についてです。外来種が逸出しないよう対策を行う必要がある点について、事業者は土地区画整理事業の事業者と情報を共有し、対策を施すよう依頼したとしています。

続きまして、79ページの陸生植物に移らせていただきます。

注目すべき陸生植物のうち、造成工事による影響が大きいと予測された種については、専門家の意見を踏まえ生育適地へ移植するとしています。また、移植を実施した植物種は、専門家の指導の下、標本を残すことを検討するとしています。

続いて、14行目淡水生物になります。淡水産貝類については、造成後に整備される調整池に移植するとしております。移植の詳細について事業者は移植先の生態系の攪乱を防ぎ移植個体が定着するよう、有識者に移植時期等の妥当性の検討、確認を行ったほか、有識者の助言を基に移植計画を策定したとしています。

続いて、30行目の陸域生態系についてです。生態系の典型性の注目植物群落については、環境保全対策として残置林の確保及び法面緑化を行うとしております。また80ページの3行目になりますが、法面の緑化の際は現況植生の苗木移植等による緑化検討を行うとともに、遺伝子攪乱に配慮した方法の採用を検討するとしています。

7行目です。生態系の特殊性と注目される造成工事予定区域内のため池については、

造成工事により消失するため、ため池に生息する注目すべき種について、生息適地への移植等を講じるとしています。

21行目からの(8)課題に移らせていただきます。

事業実施区域の造成に際しては、法面と残置林との連続性の確保、法面緑化の際の遺伝子攪乱の防止、調整池における環境創出等の措置並びに消失するため池からの外来種の逸出対策について、専門家の意見を踏まえ土地区画整理事業者と連携して適切に実施できるよう努める必要があります。

2点目ですが、事業実施区域は山地・丘陵地－落葉広葉樹林とため池で構成される豊かな里山であるため、事業実施区域で損なわれる陸生動物、陸生植物、淡水生物、陸域生態系を可能な限り残置林、周辺森林及びため池等へ移植するとともに、事後調査において、移植後の注目すべき種の生息、生育状態が良好でない場合は、専門家の意見を踏まえ再移植等の対策に努める必要があります。

また、専門家と協力して、注目すべき種の記録、標本の作製及び学術機関での保存等の措置の実施に努める必要があります。

84ページからの人と自然とのふれあい活動の場は、指摘事項につながる課題がないため割愛させていただきます。

続きまして、87ページからの景観になります。(1)から(3)は割愛させていただきます。22行目からの調査の手法及び結果を御覧ください。調査は事業実施区域及び土地区画整理事業予定地が視認できる可能性がある場所の中で、不特定多数の方が利用している場所等を選定し、それらの場所における景観特性を把握しています。また、それらの場所から視認性や景観特性に基づき9地点を選定し、写真撮影を実施することで、四季ごとの景観の状況を把握しております。

89ページ、予測手法及び予測結果になります。9地点での眺望の変化について、フォトモンタージュの作成により予測しております。予測の結果、土地区画整理事業の造成工事完了段階では、1地点において大きく景観が変化すると予測されています。

また土地区画整理事業に係る施設の供用開始後には、４地点において周辺建物の存在により景観が大きく変化すると予測されています。

同じページの１７行目、環境保全対策の実施の方針について、２４行目からになります。予測結果を踏まえ事業者は建物の配置や建築意匠によって低減できる部分もあることから、周辺環境への配慮が必要な点を土地区画整理事業の関係者と共有するとしています。

９０ページ、（８）の課題に移らせていただきます。土地区画整理事業における土地造成工事及び施設の供用によって、景観が大きく変化する地点があることから、土地区画整理事業の関係者と協力して、建物の配置や建築意匠により周辺の景観に配慮するとともに、地域住民等に事前に情報を共有し理解が得られるよう努める必要があります。

続きまして、９４ページからの文化財に移らせていただきます。

（１）の地域概況に記載のとおり、事業実施区域近傍には国指定史跡の日根荘遺跡や国宝建造物の慈眼院多宝塔、国指定重要文化財の慈眼院金堂など、日根荘由来の文化財が多く存在するという特色がございます。

この特色を踏まえて、９５ページ、２５行目からの（７）課題になります。文化財である建造物は空気中の汚染物質にさらされると金属部分が錆びるなどの影響を受けるため、大気汚染物質の排出の低減は、事業実施区域近傍に多く存在する指定文化財の保護の観点からも重要であることに留意が必要であるとしています。

続きまして、９６ページからの廃棄物・発生土の項目に移らせていただきます。

（１）事業計画の７行目ですが、エネルギー回収推進施設からは焼却灰及び飛灰が発生し、これらは最終処分する計画としております。１３行目に記載のとおり、ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことで、ごみの減量化を図り、焼却灰被害等の発生を抑制し、最終処分場への搬入量の低減に努めるとしています。

９７ページから１００ページは割愛させていただきます、１０１ページの課題に

なります。

施設の稼働に伴い発生するばいじんを含む焼却残渣の発生をできる限り抑制し、最終処分量を削減するため施設の維持管理及び運転管理を適切に行う必要があるとしています。

続いて、102ページからの地球環境になります。

(1)の事業計画です。廃棄物の焼却処理に伴う熱エネルギーをボイラで回収し、蒸気タービン発電機により発電して場内利用の上、余剰分は売電する計画としています。

また、エネルギー目標回収率は21%以上とし、目標発電出力は5,833kWと計画しています。事業者はエネルギー回収率の向上のために、低空気比燃焼、低温触媒脱硝、高温高圧ボイラの導入等を想定しており、目標とするエネルギー回収量を達成できるように検討するとしています。

(2)から(5)は割愛させていただきまして、104ページ、(6)の課題に移らせていただきます。

課題としまして、廃棄物の焼却処理に伴い発生する熱エネルギーをできる限り有効利用するため、施設の設置に当たってはその時点で発電効率が可能な限り高い技術を採用するとともに、運転開始後は高い発電効率を継続的に発揮するため運転管理及び維持管理に適切に取り組む必要があります。

105ページからの地震については、指摘事項につながる課題がないため割愛させていただきます。

最後に、3の指摘事項に移らせていただきます。

108ページから110ページに各項目の課題を審査会の意見として指摘事項にまとめております。指摘事項の内容については、今御説明させていただいた2の検討結果の各項目の課題のとおりとなっております。

構成としましては、108ページの1. 全般的事項から、109ページの7. 地球

環境までは、本事業の事業者を実施いただきたい取組や配慮されたい事項を、各項目の課題を基に記載したものになります。

また、110ページの8. その他については、本事業に先行して実施される土地区画整理事業について、条例の手続の対象ではないものの、本事業の実施事業計画の前提となっていることを踏まえ、関係者と事業者が連携して、環境の保全に取り組むに当たって留意いただきたい点を各項目の課題から抽出し、まとめて記載しております。

今後、こちらの指摘事項を踏まえて、知事意見を作成し事業者へ提出する予定です。

また、本日欠席の委員にこちらの検討結果（案）について事前に御確認いただいたところ、修正を求める御意見はございませんでした。

駆け足になりましたが、資料1についての事務局からの説明は以上でございます。

○近藤会長 はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明いただきましたように、各専門分野の部会において丁寧な検討を行っていただいた結果が、ここで最終的に今取りまとめられているということになります。

この会議では、全体を横断的に確認していただいて、御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいたします。ウェブの方は挙手ボタンを押して発言をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。渡辺委員、よろしくお願いいたします。

○渡辺委員 排水が必ず出るので、下水道が来て稼働するべきであるということを書いていただいていますから、それ以上申し上げることはございません。

○近藤会長 はい、ありがとうございました。ほか、どうでしょうか。岡崎委員、どうぞ。

○岡崎委員 岡崎でございます。今回の場所というのが、今時なかなか珍しく動植物を含め豊かな自然環境が残された場所でございます。現地を見させていただき、また事業主の方々が移植等いろいろなことを考えていただいていることが見えて、また今回の事項でもそれを指摘されておりました。この内容はこれでいいと思います。こんなところまで踏み込んでやってくれる事業主ってなかなかいないこともあり、ま

た内容的にも本当に大事な動植物があります。これで終わりではなく、今後大阪府でも、事後のサポートをぜひ自然環境の保全ということで図っていただきたいという感想を持ちました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○近藤会長 はい、ありがとうございました。ほか、どうでしょうか。私も確認ですが、敷地境界で大気汚染のNO_xが高く、建設機械の稼働の際に、60ppbぐらいあるとあります。今、NO_xはもう非常に減っていった、60ppbというのは環境基準以下ですが、それなりに高いと思います。造成計画をうまくやっていただいて、極力濃度を低減していただきたいと思います。指摘事項でもう既にかかれていますが、ぜひ努めていってほしいと思います。

各部会で非常に真摯に検討していただいた結果、もうあまり意見が出ないのかなと思います。検討結果の内容を取りまとめた内容で問題ないと思いますので、本日説明いただいたこちらの検討結果を審査会の回答としたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。何か御意見ございますか。よろしいですか。

それでは9月12日に照会を受けた審査会の意見については、本日付で大阪府に回答したいと思います。御審議ありがとうございました。

それでは続きまして、議題2について、事務局から検討結果の御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○横山総括主査 事務局の横山です。私から、株式会社タカハシの準備書の検討結果（案）について、説明をいたします。

本事業の種類は一般廃棄物処理施設の設置の事業です。事業の目的は一般廃棄物として収集されたガラスびんから、キャップやラベル等のプラスチック、石や陶磁器、板ガラスや単一ガラス等の性質の違うものを取り除きまして、ガラスびん原料のカレットの製造を行います。処理能力は1日当たり600トンとなります。

それでは、資料2の検討結果（案）に基づいて説明をさせていただきます。まず、検討結果（案）の3枚目の目次を御覧ください。

先ほど説明しました泉佐野市田尻町清掃施設組合と同じように、1 番目で準備書の概要、2 番目で検討結果、3 番目指摘事項の3 部構成となっており、別紙として東大阪市長の意見を添付しているところでございます。

概要につきましては、準備書から抜粋したものでありまして、今回の説明では割愛させていただきます。

Ⅱの検討結果は各専門調査部会で環境項目ごとに御審議いただいたものを取りまとめたものです。課題がある項目についてはⅢの指摘事項としてまとめております。今回の説明では時間の関係上、指摘事項につながる、課題のある項目のみを説明させていただきます。

それでは、23 ページの検討結果の全般的事項から説明をさせていただきます。ここでは事業計画、搬入出計画、工事計画など、事業計画全般に係ることをまとめております。その中で課題につながる箇所を主に説明をさせていただきます。

(1) 事業計画を御覧ください。10 行目で工業地域の事業計画地で休止日を設けず24 時間稼働する計画としています。12 行目で、既存事業場においてリサイクルが困難な大量のガラスくずを専用機械で、短時間かつ高い資源化率で選別してガラス原料となるカレットを生産しており、本事業でも同様の事業を実施するとしております。

17 行目ですけれども、現状から6 倍の処理能力増加に至った経緯として、地方公共団体からの外部委託が加速しているとしています。23 行目でその背景として、割れたガラスびんのリサイクルの推進と処分費用の削減の要望が多いとしております。

29 行目で、ガラスの色分け能力も6 色から8 色に増加するとしております。

24 ページの1) は割愛させていただきます。13 行目の2) 搬入出計画を御覧ください。事業計画地内に搬入車両の駐車場や待機場所を設けず、既存事業場近傍の専用駐車場を使用するとしています。

18 行目に記載の作業手順の詳細については割愛させていただきますが、搬入出作

業を行うとしまして、車両の進入時間は時間調整の上、周辺道路での待機車両が発生しないよう管理するとしております。

25ページの3) 車両運行計画を御覧ください。9行目、事業関連車両の運行台数は、こちらの表1-2のとおりとしております。

18行目、阪神高速や国道を利用しまして、東大阪市内の細街路は極力使用をしない計画としております。

21行目、夜間早朝の車両台数の一部は昼間へシフトする計画としております。

26ページの4) の工事計画を御覧ください。工事計画は3期まで行うとしまして、施設の供用は1期工事完了後としております。なお、準備書に記載されました施設の供用に関する予測結果は3期工事終了後の予測結果としております。

10行目で、24時間365日稼働とする時期は、稼働から5年後以降を想定しているとしております。

(2) については割愛させていただきます。

27ページの(3) 課題を御覧ください。施設の設置に当たっては、処理工程において徹底した選別が行われるよう、最新の技術の導入に努めるとともに、供用後は高水準のガラスくずリサイクルの確実な実施が確保されるよう、施設の選別能力を継続的に発揮するための維持管理や運転管理に適切に取り組む必要があるとしました。

2つ目ですが、供用における環境影響を回避または極力低減するため、環境保全措置を確実に実施するとともに一層の環境負荷の低減に努める必要があるとしています。特に事業計画地周辺で待機車両の滞留による環境負荷が発生しないよう、搬入車両の管理を徹底する必要があるとしました。

3つ目ですが、事業に対する地域住民の理解が得られるよう、事後調査等の環境に関する情報開示等を定期的に行い、事業に関心を持てる環境づくりに努める必要があるとしております。

続きまして、29ページの大気質に移ります。(1) 事業計画について、処理工程

は粉じんが発生しやすい工程がある計画としております。

9行目、粉じんの発生が懸念される機器には、局所散水装置やバグフィルター式の集塵機を設置するとしております。

12行目で処理前後物はタンクに保管するとしております。

同ページの(2)と(3)については割愛させていただきます。

30ページ(4)の予測手法及び予測結果について、1)で、施設の稼働に伴う粉じんは、既存事業場における調査結果等を踏まえた定性的な手法により、予測をしております。

8行目と10行目ですけれども、事業計画地の既存事業所の敷地境界で調査を行いました。16行目でその結果について、府域において指標となる値がないことから兵庫県条例に基づく指標で比較したところ、下回っているとしております。

30ページから32ページにかけまして、事業関連車両、工事関連車両の走行、造成工事に伴う粉じん、建設機械からの排ガス等の予測を行い、いずれも環境基準値等を下回っております。

33ページ、(5)については割愛させていただきます。15行目、(6)事後調査に移ります。建屋内で受入れ保管等を行うことから、粉じんの事後調査は実施しないとしております。

21行目の(7)課題に移ります。1つ目、既存事業場と比較して処理能力は6倍に増えるため、周辺地域の大気質への影響を可能な限り低減する観点から、屋内での作業を徹底するとともに、施設の設置に当たっては粉じんの発生をできる限り抑制しつつ、粉じんの発生を低減する最新の施設の導入に努めるとともに、施設の維持管理及び運転管理を適切に行う必要があります。2つ目、事後調査の対象に施設の稼働時の粉じんを加え、施設の供用後に測定し、測定結果に応じて飛散防止の措置を適切に講じる必要があるとしました。

続きまして、34ページの騒音、振動、低周波です。

(1)、(2)については割愛させていただきます。

28行目の(3)現況調査について、35ページの騒音測定の結果、敷地境界において、夜間を除き規制基準値を上回っている時間帯がありました。また、周辺環境1地点で平日の昼夜間とも環境基準値と同等でありました。

6行目、低周波音について、敷地境界及び周辺環境の1/3オクターブバンドレベルで「心身に係る苦情に関する参照値」を上回る帯域が確認されましたが、12行目で事業者は原因究明していないものの、低周波音が原因と考えられる苦情は受けていない旨の回答がありました。

17行目の2)については割愛させていただきます。

26行目の(4)予測の手法及び結果について、アの騒音、次のページのイの振動とも、全予測地点において規制基準値等を下回っております。

19行目のウ、低周波音について、26行目、1/3オクターブバンドレベルで、一部の帯域で敷地境界の北側と南側において参照値を上回り、30行目で、周辺環境の2地点でも参照値を上回る結果となりました。バックグラウンド値で既に参照値を超過していることから、施設の稼働による影響は軽微としております。

次のページの2)から38ページの3)、(5)、次のページの39ページの(6)については時間の都合上、割愛させていただきます。

39ページの22行目の(7)課題に移ります。

本施設の供用における騒音の予測結果は、事業計画地敷地境界において規制基準値以下であるものの、周辺環境1地点における現況の平日の環境騒音が環境基準値と同等であることから、準備書に記載の施設の稼働に伴う騒音に係る環境保全措置を確実に実施し、周辺環境への影響を最小限にとどめる必要があるとしました。

45ページから56ページにかけて、悪臭、土壌汚染、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物・発生土、地球環境とありますが、指摘事項につながる課題がないことから、今回時間の都合上割愛をさせていただきます。

５７ページのⅢの指摘事項について、先ほど説明しました各項目、全般的事項、大気質、騒音の課題について、これらを抽出しまして、語尾のみを変え、審査会の意見として指摘事項としてまとめさせていただいております。

この指摘事項を踏まえまして、今後、知事意見を作成しまして事業者へ申述したいと考えております。

最後に、本日、御欠席の委員から修正を求める意見はありませんでした。

私からの説明は以上となります。

○近藤会長 はい、ありがとうございました。

ただいま御説明いただいたように、各専門調査部会からの意見を丁寧に説明していただいたと思います。最終的な取りまとめに当たって全体を横断的に確認いただいて、御意見、御質問がありましたら発言をよろしくお願いいたします。

どなたかいらっしゃらないでしょうか。 では、私からこちらのガラスびんの処理施設に見学行ったときに説明を受け、非常に素晴らしい施設だなと感銘を受けました。多分一緒に行かれた方もそうだと思います。

地球環境について、ここではＣＯ₂だけを記載されていますが、今まで廃棄物として処理されていたものが再資源化されるということで、ＣＯ₂以上に地球環境により貢献するような施設になっていくだろうとか、そういう方向にこの施設をうまく稼働していったほしいと、思った次第です。あくまで私の感想ですがそういうふうに思いました。

ほか、どなたかどうでしょうか。渡辺委員、よろしくお願いします。

○渡辺委員 今、近藤先生がおっしゃったとおり、ここの施設は大変特殊なケースであり、全国あちこちにあるものではありません。そもそもこういったことができるところは日本国内にほとんどなかったのですが、だんだん知れ渡ってきて、どんどん全国から頼まれるようになったとのことですから、町が誇りに思えるような施設であるということになります。ですので、粉じんの問題とかやはり全くないわけではない

んですけれども、それでも社長の熱意は伝わってきましたので、あまり環境アセスメントで、いじめないでほしいなというつもりで今回出席させてもらっております。

このような色選別の機械、まだまだこれからさらにA Iが進歩してくると、さらによくなってくると思いますので、温かい目で見えていただきたいと思っております。

私からは以上です。ありがとうございます。

○近藤会長 ありがとうございました。ほか、どうでしょうか。

はい。この検討結果の取りまとめについても、特段修正意見がないように思いますので、本日ご説明いただいた検討結果を審査会回答としたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

はい。ありがとうございました。それでは9月12日に照会を受けました審査会の意見について、本日付で大阪府に回答したいと思います。

委員の皆様方、これまで専門調査部会で精力的に御審議いただきまして、ありがとうございました。議題2はこれで終了したいと思います。

続きまして議題3について、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○横山総括主査 はい。それでは事務局から説明させていただきます。

本案件の環境影響評価法上の取扱いについて、お配りしました参考資料により御説明させていただきます。

本案件は、法の施行令に定めています公有水面の埋立てで50ヘクタールを超えるため、第一種事業に該当し事業者は大阪港湾局となります。

続きまして、環境アセスメントの手続の流れをこの資料に基づいて説明させていただきます。御覧ください。

今回は計画段階環境配慮書ということで、事業の位置や規模等の検討段階において、環境の保全のために適正な配慮をしなければならない事項を検討した結果が記載されております。

環境影響評価法の規定により、12月16日に配慮書が事業者から国土交通大臣に

提出されると同時に、主務省令の規定により関係行政機関である大阪府に対して、3月14日までに環境の保全の見地からの意見を求められたことから、本日付で資料3により本審査会に専門的事項に係る意見について諮問をいたします。

法令上の扱いについては、説明は以上となります。

○近藤会長 はい、ありがとうございました。

それでは議題3「（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配慮書」の審議に入っていきたいと思います。事業者から、配慮書の内容について説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事業者 これより（仮称）阪南港北部公有水面埋立事業の計画段階環境配慮書について御説明をさせていただきます。大阪港湾局泉州港湾海岸部事業企画・防災課の有北です。よろしくお願いいたします。

本日、御説明する内容としては、スライドのとおり、1、環境影響評価の手続、2、対象事業の目的及び内容、3、事業実施想定区域及びその周辺の概況、4、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果を取りまとめたものとなります。

初めに、本事業の環境影響評価の手続について御説明します。本事業は公有水面の埋立事業で、事業規模から環境影響評価法において、環境影響評価の実施が定められている第一種事業に該当いたします。

本事業における環境影響手続の流れはスライドに示すとおりで、現在実施している手続は赤枠で示している一番左側の部分、配慮書の手続です。

本事業における配慮書の縦覧は、スライドに示す場所で本年12月16日から翌年の1月22日までの5週間実施しているところです。

本事業の目的及び内容について御説明をさせていただきます。大阪府のベイエリアにおいては、産業用地の需要が高まっており、低・未利用地等の利活用や新たな土地の造成などにより新規に産業・物流用地を創出することで、産業競争力の強化を図ることが求められています。

本事業の実施を想定している場所は交通アクセスに優れ、企業立地の観点において高いポテンシャルを有しています。地元の岸和田市及び忠岡町より、土地造成により産業・物流用地を創出し、地域振興につなげることが期待されている場所でもあります。

これらの状況を踏まえ、本事業では新たな産業・物流用地を創出するため、公有水面の埋立ての実施を検討しております。

対象事業の概要について、本事業の事業予定者は大阪府、事業の種類は公有水面の埋立て、事業実施想定区域は阪南港湾区域内、事業の規模は約50ヘクタールです。

スライドの下の写真は、左側が阪南港全体の全域、右側が事業の実施を検討している木材港地区周辺です。

配慮書の段階では、事業の実施場所などが異なる3案を設定しまして、環境影響評価を実施いたしました。3案の概要はスライドに示すとおりです。

3案の前提条件としまして、一番下の表のところですが、交通アクセスの利便性を考慮して、阪神高速湾岸線の岸和田北インターチェンジ周辺であることと、阪南港の航路及び回頭水域に被らないこと、陸域と接している場所であるという4つの条件を踏まえて、複数案を設定しております。

設定した3案の位置や概形はスライドに示すとおりです。まずA案につきましては大津川河口周辺で埋立てを実施する案、B案は現有の貯木場を活用して埋立てを実施する案、C案は現有の木材整理場を活用し埋立てを実施する案ということになっております。なお、B案及びC案におきましては、貯木場及び木材整理場に河川からの流入がございますので、その流れを阻害しないようにする。それとともに、木材貯木場の中に設置されている阪神高速湾岸線の橋脚への影響を考慮し、貯木場及び木材整理場を全面的に埋め立てるのではなく、一部水面を残す形で埋立て範囲を設定しております。

事業実施想定区域及びその周辺の概況について御説明をさせていただきます。

環境影響評価を実施するに当たり、泉大津市、忠岡町、岸和田市及びその北西側の前面海域を事業実施想定区域周辺と定めました。そして、既往資料から自然的状況及び社会的状況を把握しました。

本日は時間の都合上、説明は省略させていただきますが、自然的条件についてはスライドに示すとおりでございます。また、社会的状況につきましては、配慮書本編の75ページ目以降、要約書につきましては10ページ目以降に記載しております。必要に応じて御参照いただければと考えております。

計画段階配慮事項ごとの調査予測及び評価の結果について、御説明をさせていただきます。

配慮書段階での環境影響評価では、主務省令に基づき影響要因、埋立地の存在としました。計画段階配慮事項では埋立地の存在による影響を及ぼす恐れがあると考えられる水質、水底の底質、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場の7項目を選定しました。スライドの表上に丸印で示しております。

一方、スライド上にバーで示している4項目、地下水の水質及び水位、地形及び地質、地盤、土壌につきましては、計画段階配慮事項としては選定しておりません。選定していない理由につきましては、こちらのスライドに示しています。

現計画ではこれらの環境要素に影響を与えるような行為は実施しないという計画にしておりますので、今の計画段階配慮事項としては選定していません。

水質、水底の底質の調査、予測及び評価の手法について御説明をさせていただきます。調査は既往調査結果を収集、整理、解析することとし、予測は既存資料に基づく流況計算結果を参考に影響を推測しました。評価は予測結果を踏まえまして、設定した複数案について水質、水底の底質の影響を相対比較いたしました。影響予測はスライドに示すとおりでございます。既存資料に示されております流況計算結果を基に埋立候補地を重ね合わせた図を参考に影響を予測しております。

A案につきましては、阪南港沖の南西方向の海水の流れを遮ることや、大津川河口

部周辺の流れの様相に影響を与えることが想定されます。また、C案につきましては、春木川河口周辺の閉鎖性を高めることが想定されますので、周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性があると考えております。B案について、貯木場における水の流出入位置はスライドで示すとおりで、北側に北水門、南側に南水門の2つ水門がございますので、その中で海水が交換されています。

B案は貯木場の大部分を埋め立てる計画と考えております。貯木場内と外海との海水交換量が変わることが想定され、これにより周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられます。

評価の結果はスライドに示すとおりです。水質につきましては、A、B、C案ともに周辺海域の水質分布に変化を生じさせる可能性が考えられます。ただA案及びC案に比べまして、B案による海水交換量の変化に伴う水質分布の変化のほうが相対的に小さいと推測されます。このことから、周辺海域の水質への影響はA案及びC案よりもB案のほうが小さいものと考えられます。周辺海域の水底の底質の評価結果についても、水質と同様影響はA案及びC案よりもB案のほうが小さいものと考えております。

次に、動物、植物、生態系の調査、予測及び評価の手法について御説明をさせていただきます。調査は既往調査結果を収集、整理、解析することとしました。予測は埋立てによる影響検討範囲を設定して、その範囲内に動植物の重要な種の確認地域や、地域を特徴づける生態系の場が含まれるか否かを確認いたしました。評価は、動植物の重要な種の確認地域、地域を特徴づける生態系の場の位置関係を相対比較いたしました。

予測時に設定した影響検討範囲をスライドに示しております。

事業実施想定区域周辺には、スライド左側の動物の重要な種の確認地域が6地域、スライド中央の植物の重要な種の確認地域が1地域、スライド右の生態系として重要な自然環境のまとまりの場が2地域存在しています。

評価の結果はスライドに示すとおりです。影響検討範囲内に含まれる動物の重要な種の確認地域はA案で5地点、B案で1地点、C案で3地点でした。B案では影響検討範囲内に動物の重要な種の確認地域である貯木場が存在しますが、植物の重要な種及び群落並びに重要な自然環境のまとまりの場は含まれておりません。したがって、動物、植物、生態系への影響はA案及びC案よりもB案のほうが相対的に小さいものと考えております。

次に景観、人と自然との触れ合いの活動の場についての調査、予測及び評価の手法について御説明いたします。

調査は既存資料を収集、整理、解析することとしました。予測は既存資料に基づき、主要な眺望点及び主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を把握した上で影響検討範囲を設定し、範囲内に主要な眺望点等が含まれるか否かを確認する方法により行いました。

評価は影響検討範囲内に存在する主要な眺望点等の位置関係を相対比較しました。予測時に設定した影響検討範囲をスライドに示しています。景観の影響検討範囲は既往の文献を参考に埋立候補地外縁から約3キロメートルの範囲、人と自然との触れ合いの活動の場の影響検討範囲は埋立候補地外縁から約500メートルの設定をしております。事業実施想定区域周辺には主要な眺望点が8地点、景観としては8地点、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が9地点存在しております。

景観の評価結果です。影響検討範囲内に含まれる主要な眺望点の数はA案では5地点、B案では7地点、C案では6地点となりました。影響検討範囲内に存在する主要な眺望点の数から判断しますと、景観への影響はB案及びC案よりもA案のほうが相対的に小さいものと考えられます。

人と自然との触れ合いの活動の場の評価結果です。影響検討範囲内に含まれる主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、A案では3地点、B案では4地点、C案では1地点となっております。影響検討範囲内に存在する人と自然との触れ合いの活動の

場の数から判断すると、その影響はA案及びB案よりもC案のほうが相対的に小さいものと考えております。

最後に、これまで御説明させていただきました環境要素ごとに評価結果をまとめたスライドについて、御説明をいたします。全体としての評価結果につきましては、スライドにお示ししたとおりです。A案及びC案に比べてB案のほうが周辺環境に与える影響は相対的に小さいものと判断されることから、B案の採用が適切であると考えております。したがって、今後実施する事業段階の環境影響評価はB案を対象に実施する予定です。なお、今後の事業計画検討や環境影響評価手続において、周辺環境への影響をできる限り回避、軽減するため、環境配慮の内容について検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○近藤会長 はい、どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして、何か御質問がございましたら委員の皆様方は挙手ボタンを押していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石田委員 はい、ありがとうございます。

御説明ありがとうございました。ぱっと見た感じで、B案が一番いいかなと私は生態系のほうの立場から見させていただきました。現在は貯木場として利用されているのかどうかと、もしそこを埋め立てたとしたら、その利用はどうなるのかということについて、お聞きしたいです。

○近藤会長 事業者さん、回答お願いいたします。

○事業者 はい。大阪府港湾局事業企画・防災課の武井です。質問ありがとうございます。

現在の貯木場の状況になりますが、現時点では原木の貯木は全くないという状況です。土地利用につきましては、今現在、大阪府内で産業用地が不足しているところですので、その産業用地の需要に対応することを考えてございます。以上です。

○石田委員 はい、ありがとうございます。承知しました。

○近藤会長 はい。ほか、どうでしょうか。日置委員、お願いいたします。

○日置委員 地盤の専門という立場から御質問します。埋立行為をするのに、地盤沈下の検討を外されている理由がよく分かりません。地盤沈下の要因は、地下水位の低下だけではなくて、当然ながら埋立てや盛り土による載荷荷重も地盤沈下を誘発する原因となります。恐らく当該地区の地盤は海岸沿いで地盤は軟弱であると思われます。詳細な地盤の状況は私も分かりませんが、埋め立てるという行為をするのに、なぜ地盤沈下の検討が必要でないのか、教えてください。

○事業者 御質問ありがとうございます。

地盤沈下につきましては、既存の土地になっている周りのところにおいて連れ込み沈下が考えられます。そこは地盤改良をして、今の土地と縁を切ることを考えていますので、今回の環境影響評価配慮書では対象外と考えております。

○日置委員 そうのことですね。沈下対策はしっかりされるということで、環境影響評価の範囲外という解釈でよろしいですか。

○事業者 はい。そう認識しております。

○日置委員 はい、分かりました。事務局のほうはそれでよろしいですか。私はまだ環境影響評価の範囲をよく理解していないので。対策を別途されるということで除外したという御説明が今ありましたが、よろしいでしょうか。事務局に質問です。

○澤田課長補佐 事務局です。今御質問いただいた内容については、事務局の中でもまだ検討できていないため、また検討して御報告をさせていただきたいと思います。

○日置委員 分かりました。必ず埋立てに伴い沈下は発生すると思います。対策前提ということで沈下するのは皆さんご認識だと思います。それを対象外とするか、この審査会の対象の範囲内とするかは事務局で検討いただきたいと思います。お願いします。

○近藤会長 島村委員お願いします。

○島村委員 ありがとうございます。

1 つは今、議論された点について、後で事務局の御理解を伺いたいと思います。計画段階配慮書の段階で、ある特定の環境要素を選ぶかどうかということですが、B 案に絞り込んだ後は、方法書を確定して、調査・予測・評価の実施をして、準備書、評価書というときには、地盤沈下も調査予測評価の対象になるのだと思います。それより前、この複数の位置、構造の案を比較検討する計画段階配慮書の段階で、どこが相対的に優れているかということの評価することになりますが、地盤沈下という環境影響も考慮に入れて、どの案が一番ましなのかを比較検討するほうが合理的ではないかなと思います。今の委員の御発言を伺うと、配慮書の段階でもこの点を検討の対象とするほうが合理的なのではないかという感想を持ちました。

2 点目は、埋立に関するアセス省令の条文の中には、第 3 条 2 項に埋立て、干拓を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合、いわゆるゼロオプションですが、それを含めるよう努めるものとすると書かれております。ゼロオプションを検討の対象としなくてはいけないわけではないのですが、合理的な場合には対象にするよう努めるものとするとして書いてあります。本事業は、瀬戸内法の対象海域だと理解をしております。瀬戸内法には、第 13 条で埋立て等についての特別な配慮という条文があって、公有水面埋立免許や埋立承認の時には、瀬戸内海の特性に十分な配慮をしなければいけないとあります。第 13 条第 2 項にはその運用については中央環境審議会において調査、審議するものとするとしてあります。中央環境審議会は従前からこの点に関する基本的な指針について答申を繰り返してきております。瀬戸内海における環境保全のあり方についてという答申があって、定期的にアップデートされているわけです。直近では多分 2020 年だと思うのですが、その答申の中で従来の中央環境審議会の答申が確認されています。昭和 40 年代から国の審議会から出されている答申として、瀬戸内海において埋立ては厳に抑制すべきだということが書かれています。神戸空港、関空もそうですが、実際には埋立てが厳に抑制

されているわけではないという事実はありますが、瀬戸内法上は埋立てを厳に抑制すべきだということになっており、公有水面埋立事業に関するアセス省令にはゼロオプションも含めて検討せよと書いてあります。瀬戸内法の適用海域なので、ゼロオプションの検討をしないというようなことはしないほうがいいのではないかと思います。今回の事業は、産業の集積拠点ということなので、何か防災上必須のインフラ等というよりは、事業目的、経済的目的で埋め立てるということなので、計画段階配慮書において、もう少し瀬戸内法とか環境アセス法の下での主務省令に言及したほうがいいのではないかと感じます。以上です。

○近藤会長 事業者の方から何かございますでしょうか。

○事業者 御意見ありがとうございます。本編の最後、158ページに瀬戸内法の関連も少し触れているところです。当然、公有水面埋立てということで、瀬戸内海の環境保全審議会のほうでの瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきというところも当然事業者側としては把握しております。一方で大阪のベイエリアでは物流や工場の建て替え等のニーズがかなり高まってきており、50ヘクタール以上の敷地面積も必要だということも既存の調査で分かってきています。A、B、C、3つ全部埋め立てるということも考えられるところですが、今回は1つに絞って50ヘクタールと、最低限の埋立範囲を検討しているといったところでございます。

○島村委員 はい、ありがとうございます。

○近藤会長 惣田委員、よろしくお願いします。

○惣田委員 惣田です。この埋立事業の開始は何年頃で、終了は何年の計画なのか、埋立てには廃棄物ではなくて自然の土砂を使うのか、その土砂はどこから、どのぐらい調達する予定なのか、教えていただきたいです。

○事業者 大阪港湾局の武井でございます。質問ありがとうございます。

現時点では埋立て開始と土地がいつ出来上がるかは未定です。まだ計画段階配慮書というところで、これから環境影響評価手続を進めた後に、埋立て免許を取得して、

そこから工事となります。申し訳ないですが、いつ事業、工事を始めて、いつ埋立て完了するというのが見えていない状況です。

埋立て用材につきましては、府内の大規模公共事業から発生する建設発生土を考えています。ただ、どこの事業で出てくる土砂というところまではまだ至っていない状況です。以上でございます。

○惣田委員 ありがとうございます。

物流の場所や産業の立地場所として、いつまでに造ろうという見通しが無いということは、早急には必要とされていないということですか。A、B、C案で埋立期間が異なるのでしょうか、10年で埋めるくらいの大きさですか。

○事業者 イメージで申し訳ないですが、ボリュームとしましては、おおむね10年ぐらいかかるのかなと考えています。

○惣田委員 ありがとうございます。A、B、Cで特に期間の差があるわけではなく、10年ぐらいかけてゆっくり、工事があれば土砂を持ってくるということですね。

○事業者 そうですね。ただA案、C案ですと、新たにこれから護岸を造ってというところになりますので、B案と比べますと若干A、Cはより時間がかかるのかなと考えています。

○惣田委員 確認ですが、廃棄物ではなく建設土砂を入れるということですよ。

○事業者 はい。産業廃棄物は想定していません。

○惣田委員 ありがとうございます。

○中谷委員 中谷です。まずB案の埋立地の形状について、南側水路の北側に新たに東西の水路ができるようになっています。この図面で見るとそうでもないですが、例えば配慮書の6ページの図面を見ると、東西の水路がかなり細い、狭細なフィールドになっています。具体的にどちらが正しいですか。6ページのシートを見るとかなり細くて、なぜこんな細い水路になっているのだらうと思いました。

○事業者 質問ありがとうございます。今、おっしゃっているのはB案ということ

でよろしいでしょうか。

○中谷委員 はい、そうです。B案の南側の水門の北側です。

○事業者 阪神高速湾岸線との離隔のところですか。

○中谷委員 B案の埋立地の最南端の東西ライン。ちょうど今、南側の水門がありますので、その辺りです。そこに少しカクっと地形が、埋め立て地がなっていますが、配慮書を見るとその東西水路がすごく細くなっているのですが。

○事業者 すみません。南水門に接続する部分という理解でよろしいでしょうか。

○中谷委員 はい、そのとおりです。

○事業者 今、本編の6ページがおっしゃるとおりかなり狭いように見えますが、実際にはこの通水を確保するという意味では今のスライドが近いイメージです。

○中谷委員 そうですか。その水路が下の6ページのように細くなっていると、水交換としてそこがネックになって、かなり水交換が悪くなると思ったので心配して聞いた次第です。そんなことはないということですね。

○事業者 はい。

○中谷委員 しっかり断面を確保されているということで、はい、分かりました。

それでB案の場合に流入河川、これ天の川と呼ぶのですが、あると思います。雨が降ったときにその天の川から出水が来ます。埋め立て前は貯木場で受水できるので、貯木場の水位はそんなに高くないと思います。しかし、埋め立てると受水面積がかなり小さくなり、貯木場内の水位が雨天時の天の川の出水の影響を受けて上がりやすくなり、排水の影響を受けやすくなって浸水しやすくなるのではないかと思います。そういった治水上の危険性というのは、環境影響評価として考慮されないのでしょうか。

○事業者 おっしゃるとおり、貯留機能はここで重要なところだと思っていますので、予備設計と詳細設計をこれからすることになります。その時点で貯留量を確保したラインを決めたいと考えています。

○中谷委員　今回の配慮書ではそういった治水上の話が項目に挙がっていなかった
ので気になりました。今後その辺り、天の川のほうも含めて治水上安全かどうかとい
う検討もしていただけるということによろしいでしょうか。

○事業者　はい。そこは、その検討を実施していく予定です。

○中谷委員　はい、ありがとうございます。あともう一点お願いします。水質への
影響として、過去の事実上の計算結果を基に検討されて、そのときに周辺海域への影
響に着目した話をされています。この周辺海域というのは、恐らく、こういった埋立
地の外側の沖合のことを周辺海域とされているのかなと思っています。貯木場内は周
辺海域には含まれていないという理解でよろしいですか。

○事業者　はい、含んでおりません。

○中谷委員　はい、ありがとうございます。

実際はB案の場合、貯木場内の面積もかなり小さくなりますし、天の川から土砂な
り有機物なり、栄養塩などいろいろな物質が流れてきます。それがかなり貯木場内の
水質に大きな影響が起きる恐れもあると思うのですが、周辺海域だけでなく、貯木場
内の水質への影響というのは環境影響評価で考慮はされないのですか。

○事業者　今後、現地調査を実施した上で、方法書以降の手続で検討したいと考
えております。

○中谷委員　ありがとうございます。今後、検討いただけるのであればいいです。
今回も沖合の周辺海域への影響を比較して、A、C案よりB案のほうの影響は小さい
だろうという結論でB案にされています。当然貯木場内の水質への影響も考慮しない
といけなくて、その辺りを周辺海域の水質への影響と、貯木場内の水質への影響をど
う天秤にかけて判断されるのか気になりました。その辺りいかがですか。貯木場内の
水質については当然ながらA案よりもB案のほうの影響は大きいはずだと思いますが、
その辺りのバランスをどう考えて検討されたのか教えてください。

○事業者　今回、配慮書というところで、埋立地の存在で遮るものがある、ないと

いうところの比較検討を実施しています。貯木場内の流況につきましては、既存資料で細かい資料がございませんでしたので、今後、現地調査をした上で、その辺の検討はしていきたいと考えています。

○中谷委員 その結果によってはB案ではなくてA案、C案のほうが望ましいという結論になる可能性があるということですか。

○事業者 A案、C案のほうが環境への影響は小さいという結果が出れば、そういう結論になる可能性もあり得ると思っています。

○中谷委員 どう天秤にかけて水質影響を評価されるのか、分かりませんでしたのでお伺いした次第です。また今後、検討いただければと思います。以上です。

○近藤会長 ありがとうございます。大体出尽くしたようでしょうか。では他に御質問がもうないということですので、これで質疑については終えたいと思います。

それでは、事業者の方は御退出をお願いいたします。御説明どうもありがとうございました。

○事業者 ありがとうございます。

○近藤会長 はい。では最後に、議題4のその他につきまして、事務局から何かございましたら御説明をお願いいたします。

○澤田課長補佐 議題1及び議題2につきまして、検討結果をおまとめいただきありがとうございます。

それでは今後の手続き等について説明をいたします。

まず、泉佐野市田尻町清掃施設組合 新ごみ処理施設整備事業及び株式会社タカハシ カレットセンター水走工場新設事業の準備書について。これらは来年1月上旬に両事業とも大阪府知事意見を申述する予定でございます。

次に配慮書につきまして、資料5を御覧いただきたいと思います。今後の手続きの流れと本審査会のスケジュール（案）になります。先ほどの諮問で申し上げましたとおり、審査会の皆様におかれましては、阪南港北部公有水面埋立事業計画段階環境配

慮書の御審議をお願いしたいと存じます。知事意見は参考資料２で御説明しましたとおり、配慮書の送付を受けてから、事業者が定める期間内に申し述べるということというのが主務省令で規定されております。今回の場合、３月１４日までとなっております。あらかじめ委員の皆様方に日程調整をさせていただきまして、過半数御出席いただける２月２７日の木曜日、午後３時に次回の審査会を開催し、検討結果を取りまとめたいただきたいと思いますと考えております。

専門調査部会につきましては、参考資料３の運営要綱にありますとおり、５つの部会を設置しておりまして、その委員は会長が案件ごとに指名することとなっております。事務局としては、計画段階環境配慮書における環境要素は、存在時のみの検討となります。このことから事業計画部会のみを開催することとし、検討が必要な環境要素を担当される委員の皆様により御審議をお願いしたいと考えております。

また、現地調査会につきましては、方法書以降に開催することとしまして、配慮書の段階、つまり今回は開催しないことでどうかと考えております。

以上、御提案させていただきます。

○近藤会長　はい、ありがとうございました。

ただいま事務局のほうからスケジュール等について、今後の審議の進め方について説明がございました。私としても現地調査会は配慮書の段階では開催せず、専門調査部会は事業計画部会のみで開催するという事務局の提案どおりで差し支えないのではないかと考えます。委員の皆様いかがでしょうか。このように進めてよろしいでしょうか。もし御意見ございましたらお願いいたします。

はい。では事務局から御提案いただいたように、現地調査会は開催せず、専門調査部会は事業計画部会のみを開催するというところで、今後の審議を進めていきたいと思っております。

なお、事業計画部会の委員については私から指名させていただきまして、事務局を通じて皆様方にお知らせいただきたいと思いますと考えております。

また、今後の開催日程等についても事務局を通して私から御案内をします。委員の皆様におかれましてはお忙しい中ではございますが、どうぞ御出席をよろしくお願いいたします。

○澤田課長補佐　　本日議題3についていただきました御質問や御意見のほかに、事業者や事務局への御質問、御意見がございましたら、1月10日までに事務局にお知らせいただけたらと思っております。後日改めてメールで依頼させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○近藤会長　　はい。事務局からの説明は以上となりますが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

予定いたしました議事は以上です。特に何かがないようですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○中島環境管理室長　　環境管理室長の中島でございます。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、泉佐野市田尻町清掃施設組合　新ごみ処理施設整備事業、また、株式会社タカハシ　カレットセンター水走工場新設事業、この2つの環境影響評価準備書の回答を取りまとめいただきました。誠にありがとうございました。この2件につきましては、振り返れば夏の暑い時期でございましたが、現地に足を運んでいただきまして、さらにほぼ全ての分野を検討の対象といたしまして、綿密な御審議を賜りましたことに厚くお礼申し上げます。本日頂戴いたしました回答を踏まえまして、速やかに知事意見を事業者に対し申し述べたいと存じます。

また、本日付で諮問をさせていただきました阪南港北部公有水面埋立事業の配慮書につきましては、本日頂戴いたしました意見に併せ、委員の皆様には大変お忙しい中とは存じますが、引き続き本審査会及び専門調査部会におきまして御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、本年も残り少なくなりました。1年間多くの案件の審査をお願いし、おかげ

をもちまして滞りなくアセスメント制度の運用をできましたこと、深く感謝申し上げます。また、来年も継続、新規とも予定案件がございますが、引き続き倍旧のお力添えを賜りますようお願いいたします。

それでは、改めまして本日は誠にありがとうございました。

○澤田課長補佐 では、これをもちまして令和6年度第3回環境影響評価審査会を終了します。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後2時48分